上総第６５０号

令和５年８月４日

上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会

　会長　渡　辺　英　人　様

上尾市長　畠　山　　稔

　　　上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領の制定について（諮問）

　令和５年４月１日の改正個人情報保護法施行に伴い、各自治体が個別に定めていた個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）により全国的なルールが適用されることとなりました。**法第６６条第１項では、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定しています。**

　以上のことから、当市では法の趣旨に則り、上尾市が保有する個人情報及び個人番号の安全管理のために必要かつ適切な措置として上尾市保有個人情報等の適切な管理に関する要領（以下「要領」という。）を制定します。

　上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例第８条では、「実施機関は、次のいずれかに該当するときは、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成１２年上尾市条例第１０号）第１条の規定に基づき設置する上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。」としており、同条第２号に**「法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。」と規定しています。**

　したがって、別紙、要領（案）について貴審議会の意見（答申）を求めます。